

[事案 2023-245] 高度障害保険金支払請求

・令和 6 年 8 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、払済保険への変更前の保障内容にもとづく高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 6 月に契約した終身保険について、以下の理由により、払済保険への変更前の保障内容にもとづく高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) 払済保険への変更請求書は、自分ではなく、自分の妻がサインしている。本契約から貸付を受けていたのは妻であり、そのことは募集人も知っていた。
- (2) 妻は、払済保険への変更請求書にサインした際、募集人の説明によって、元の保険に戻れないものと誤認した。しかし、実際は変更後 3 年以内であれば元の保険に戻れることを後から知った。
- (3) 平成 24 年 11 月頃、払済保険への変更手続の完了を知らせる書面が届き、その後、募集人が自宅を訪問した際に、妻が募集人に対し、「前の保険に戻してほしい」と伝えたが、募集人は「払済にしたらダメです。戻れません」と述べた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 払済保険への変更請求書は、募集人の前で申立人が署名した。
- (2) 払済保険への変更後、月払保険料が引き落とされなくなっているが、申立人からは、なぜ引き落とされなくなったのか等の問合せはなかった。
- (3) 募集人が申立人の妻から復旧の申出を受けたのは、平成 25 年の夏頃である。
- (4) 平成 25 年 9 月、申立人の妻は申立外契約 2 件を申し込んでいるが、いずれの際にも本契約を元に戻したいのに放置されたなどの苦情の申し出はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および申立人妻、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。